

1 用語集

用語		説明
ア行	インクルーシブ教育システム	障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けることで、「共生社会」の実現に貢献しようという考え方で、インクルーシブ教育システムにおいては「障害のある人が一般的な教育制度から排除されないこと」「自分が生活している地域で初等中等教育の機会が与えられること」「個々人に必要な合理的配慮が提供されること」の3つが必要だとされている。
	NPO	民間非営利組織（Non・Profit・Organization）の略。営利を目的とせずに市民活動や公共的な活動を行う民間組織。
カ行	グループホーム	認知症高齢者や障害のある人等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。
	権利擁護	高齢者や障害のある人等の人権侵害（財産侵害や虐待等）が起きないようにすることや自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として、権利やニーズの表明を行うこと。
サ行	自立支援協議会	相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場。
	成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法等の被害に遭ったりするおそれのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護し、支援する制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行等を行う。
タ行	地域生活支援事業	障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟に実施する事業。

用語		説明
ハ 行	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
	ピアサポート	ピアとは、「仲間、同輩、対等者」という意味で、障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。
	PDCA サイクル	Plan（計画）→ Do（推進）→ Check（評価）→ Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。
	ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムのこと。
	ペアレントプログラム	行動の理解、ほめ方、環境調整、不適切な行動への対応等について保護者が学び、グループワークやホームワークを通して実践をするもの。
	ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行う。
ラ 行	ライフサポートファイル	障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関等の支援計画を一冊にまとめたファイルのこと。

2 神崎町地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、神崎町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 障害福祉に関する困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障害者基本計画及び障害福祉計画等の作成等に関すること。
- (5) その他障害福祉に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 教育・雇用関係者
- (4) 障害者団体関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

第 5 次神崎町障害者基本計画
第 7 期神崎町障害福祉計画
第 3 期障害児福祉計画

令和 6 年 3 月

発行 神崎町

編集 神崎町保健福祉課

〒289-0221

千葉県香取郡神崎町神崎本宿 96 番地

(神崎ふれあいプラザ保健福祉館)

TEL 0478-72-1603

FAX 0478-72-1605

E-mail: hokenfukushi@town.kozaki.chiba.jp